



火災予防条例が改正されました。

【条例改正の概要】

平成 25 年 8 月に京都府福知山の花火大会会場で発生した火災を踏まえ、屋外イベント会場等における主催者の火災予防の責任体制や、火気を使用する露店等の消火器の準備を義務化したこと。また、防火担当者の選任など屋外イベント会場等における防火管理体制を徹底し、同種の火災を未然に防ぐため、火災予防条例の一部が改正されました。【平成 27 年 1 月 1 日施行】

主な改正内容は次のとおりです。

催しもの開催における消火器の準備、露店等開設届出書の提出

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集まる催し物で、露天等で火気器具（コンロ、ストーブ、発電機等）を使用する場合は、消火器の準備が義務づけられました。

また、露店等を開設する場合は、「露店等開設届出書」の提出が必要となりました。

【多数の者の集合する催し】

祭礼、縁日、花火大会、展示会のように一定の場所に不特定多数の者が集まる催しで、社会的広がりを持つもの。ただし、近親者によるバーベキュー、花見、職場での納涼祭りのような相互に面識がある者が集まるものは対象外となります。

【対象外となる催しの例】

- ・近親者によるバーベキュー、花見など個人的なつながりで集まるもの。
- ・幼稚園で父母が主催する餅つき、職場での納涼祭りなど相互に面識がある者が集まるもの。
- ・町内会、自治会等の行事で地域内の人だけが集まるもの。（盆踊りなど他の地域からも参加が見込まれるものは除く。）
- ・学校単位で行う行事（文化祭など他の学校の生徒や一般の方の集まるものは除く。）



多数の者の集まる催しで火気器具等を使用する場合は消火器を準備しましょう！



多数の者の集まる催しで露店等を開設する場合は、露店等開設届出書が必要です。



指定催しの指定

祭礼、縁日、花火大会、その他多数の者の集まる屋外での催しのうち、特に大規模なものとして消防長が定める要件に該当するものは、指定催しとして指定することとなりました。

また、指定催しとして指定を受けた催し物の主催者は、「防火担当者」を定め、催しを開催する14日前までに「火災予防上必要な業務に関する計画」の提出が義務付けられました。

【特に大規模な催し】

1日あたり10万人以上の人出が見込まれるもの、かつ、主催する者が出店を認める露店、屋台その他これらに類する店舗の数が100店舗を超える催しが該当になります。



■問い合わせ■

名取市消防署 警防係

TEL 022-382-3019 (内線420・421)